

「公共の場における迷惑行為」意識の構造的理解に向けて

著者	薄井 明
雑誌名	北海道医療大学看護福祉学部紀要
号	16
ページ	75-82
発行年	2009-12-20
URL	http://id.nii.ac.jp/1145/00006289/

「公共の場における迷惑行為」意識の構造的理解に向けて

薄井 明*

抄録：本報告は、ゴフマンの「相互行為儀礼」論と社会心理学の「社会的迷惑」研究を統合するための予備的な調査の報告である。ゴフマンの「相互行為儀礼」論は公共の場におけるエチケット・マナーの違反行為に関して発見的な概念を数多く提供してきたが、数量的な実態調査に基づかないため客観的妥当性が検証されていない。一方、社会心理学の「社会的迷惑」研究は迷惑認知と個人特性との相関関係について有用な知見をもたらしてきたが、迷惑行為自体の本性や迷惑感情の成り立ちについては掘り下げていない。両者の長所を生かし短所を補うために、筆者は学生を対象に「公共の場における迷惑行為」に関する意識調査を行った。その調査結果に基づいて、迷惑行為に対する感情の質的な特徴把握とそれらの感情の強度を変動させる要因について考察する。

キーワード：社会的迷惑、相互行為儀礼

I 序

いわゆる「エチケット」や「マナー」に対する逸脱・侵犯に関する研究には、大きく2つの流れがある。その1つは、社会学者のゴフマン (Goffman, E.) が「相互行為儀礼 (interaction ritual)」の鍵概念のもとで二十世紀後半に展開した一連の理論提示である。「神聖な自己」と「テリトリー」をはじめ社会学内外の多様な視点を援用しながら、犯罪などとは区別される一種独特のこの逸脱行動の対人的な意味作用をゴフマンは読み解こうとしてきた。例えば「見知らぬ他人が理由もなく自分をジロジロ凝視する」行為は確かに私たちに強い不快感を与えるが、それがいかなる逸脱・侵犯であって何を傷つけかわしているのかを概念的に理解することは必ずしも容易ではない。この逸脱行為の対人的意味作用に関してゴフマンは、「他人」という「顔」を互いに維持し合うために遂行される「儀礼的無関心」の不履行による「神聖な自己」の毀損といった説明を与える。特に彼の中期の著書 *Relations in Public* (1971) は、分析のための有用かつ多様な概念を提示している。ゴフマンの著作に触発された筆者 (薄井 1991) は、日本の都市における近距離列車内でマナー・エチケットの逸脱行為に関する生態観察を行い、それらが何を傷つけかわしているかの解明を試

みた。しかしゴフマンが提示した理論 (および筆者のそれ) は、エチケット・マナーの逸脱行為に対する人々の意識の数量的な実態調査に基づくという意味で「実証的」研究ではない⁽¹⁾。したがって、誰にとってどの程度「迷惑」なのか、そもそも「迷惑」と認知されているのか等に関して客観的妥当性が検証されていない。

エチケット・マナーの逸脱行為に関する研究のもう1つの流れは、社会心理学において比較的最近現れてきた実証的研究である。この研究の流れは、大坊 (1994) の「非社会的行動」「反マナー行動」に関する研究を嚆矢とするが、本格的な実証的研究として吉田他 (1999) が「社会的迷惑」という用語を提示して以後、こちらの用語のもとでいくつかの研究がなされている (山内他 2004; 戸田・小林 2007)。また、牧野他 (1997) をはじめ「公衆マナー意識」に関する実態調査もいくつか存在している (三上他 1999)。

これら社会心理学における実証的研究は、確かに迷惑認知の程度・傾向と種々の個人特性との相関関係について (厳密な統計学的処理による) 有用な知見をもたらしてくれるが、当の「社会的迷惑」の特徴づけや分類に関しては、きわめて表層的な理解しか示していない。例えば吉田他 (1999) では120項目にわたる迷惑行為を「ルール・マナー違反行為」と「周りの人との調和を乱す行為」に大別するにとどまっている。山内他 (2004) では (列車内の迷惑行為に限定されているが) その分類はも

* 人間基礎科学講座

う少し細かくなって、①「犯罪・ルール違反行為」／②「美化・衛生を脅かす行為」／③「車内の緩やかな規範からの逸脱行為」／④「車内の強い規範からの逸脱行為」／⑤「乗降移動時の規範からの逸脱行為」とされている。ただそれでもこれらの研究の視点は、一定の行為を「迷惑行為」として認知する側がその際の参照枠とする規範を対象レベルでだまかに特徴づけたものにすぎない。しかもこれらの研究では、「社会的迷惑」行為の中に含まれている、「モラル」次元の逸脱行為と、直接的に対人的な意味作用が問題になる「エチケット」次元の逸脱行為との異同が十分に認識されていない。

それら以上に重大なのは、これら実証的な「社会的迷惑」研究ないし「公衆マナー意識」研究ではエチケットやマナーからの逸脱行為、それらへの侵犯行為に対する認知者側の「迷惑」意識の“量”的側面しか把握できないということである。だが、迷惑度が同程度に高い逸脱行為でも“質”的に異なるということは十分考えられる。加えて「迷惑」という用語によって、その中に含まれている多様な感情が単純化・平板化されている可能性もある。例えば「電車などを待っている列を無視して割り込んでくる」行為に対する感情と「男女のカップルが過剰にいちゃついている」行為に対する感情とでは、そこで発生する感情の“質”は異なるだろう。前者では「腹が立つ」といった「憤り・怒り」が優勢だろうし、後者では「気恥ずかしい」「見られない」といった「不快・嫌悪」が優勢だろう。

本報告では、従来の実証的研究で十分解明できていない「社会的迷惑」行為の“質”的な理解、さらには、それらの対人的相互行為としての“構造”的な理解を進めるために、ゴフマンの「相互行為儀礼」という概念を援用しようと思う。そして、筆者が実施した「公共の場における迷惑行為」の意識調査に基づいて、「社会的迷惑」行為といわれる振る舞いがどのような逸脱・侵犯であり何を傷つけこわしているのか、それらに対する「迷惑感」を構成する様々な社会的感情は何であり、いかなる要因によって各感情の強度は変動するのかといった問いを解明していく“糸口”として、種々の仮説的説明を導出しようと思う。本報告は、経験論的ではあるが実証的とはいえないゴフマンの相互行為儀礼論を実証的研究に近づけていく第一歩の作業に位置づけられる。

II 実態調査

調査対象および調査方法

北海道医療大学看護福祉学部第1学年、薬学部第1学年、心理科学部第1・第3学年、札幌市内の看護専門学校の第2学年の学生合計348名が対象である。男女の内

訳は男97名／女251名である。調査対象者の調査時の平均年齢は18.7歳であった。調査は2008年4月と同年9月の「社会学」の初回授業時に受講学生に対し質問紙を配布して記入させたものを回収する形で行った。

調査内容

吉田他(1999)の質問事項などを参考にして、ゴフマンの「相互行為儀礼」論に適合する48項目(31項目+17項目)を「公共の場における迷惑行為」として選定し、「あなたが他者の次のような行為を受けたり目撃したりしたら、どのように感じますか。」の教示のもとに、前者の31項目に対し「1.何とも感じない」「2.少し腹が立つ」「3.とても腹が立つ」の3段階で、また後者の17項目に対し「1.何とも感じない」「2.少し嫌だ」「3.とても嫌だ」の3段階でそれぞれ評定させた。

III 結果と考察

1) 迷惑行為に対する憤慨度とその変動要因

① 迷惑行為の「権利侵害」的側面

迷惑行為に対する「憤慨度」を表す平均評定値および順位は、次頁の表1に記載してある。31項目のうち憤慨度が最も高いのはa03番の項目で、一般に「割り込み」とか「横入り」などと呼ばれる迷惑行為である。その平均評定値2.581(内訳:「とても腹が立つ(61.4%)」「少し腹が立つ(35.0%)」「何とも感じない(3.4%)」)は相当高いといえるが、この憤慨度の高さはそれが「ルール違反」行為であるという点だけでは十分理解できない。これは「迷惑」行為以上に一種の「権利侵害」行為とみられるべきであろう。すなわち、ここに表れている「怒り」の感情は、この場合は“早い者勝ち(First come, first served)”の原則で与えられる「順番(the turn)」(Goffman 1971:35)という「権利(claim)」が侵害されたことに対する「憤り」としたほうが妥当であろう。同様に、憤慨度で第3位に位置するa27番の「スーパーのレジなどで並んでいるときに、後ろの人がグイグイ身体を押しってくる」の平均評定値が2.465と高いのも、「接触」による不快感以上に、待ち行列の「順番」を尊重しない行為に対する憤りが関与していると考えられる。そう考えないと、同じく「接触」による不快感として設定したa15～a19番の平均評定値1.711～1.875との大きな差が理解できない。

また“音の耳障りさ”に係わるa20～a25、a28～a29番のうち、a28番の「映画館や劇場で、上演中に何人かが聞こえる声でおしゃべりしている」の平均評定値2.487(第2位)とa29番の「図書館の閲覧室で、声の大きさを気にせずおしゃべりしている」の平均評定値2.423(第

表 1

番	項目 (迷惑行為の具体的様態)	平均評定値	順位
a01	人通りがある道で、数人の人たちが道いっぱいに横に並んで話をしながら前方から歩いてくる。	2.066	17
a02	普通に歩道を1人で歩いているとき、後ろから来た自転車がチリンチリンとベルを鳴らす。	1.553	30
a03	バス停や駅のホームなどで、並んでいた列を無視して割り込みしてくる。	2.581	1
a04	駅の通路などで、グループが立ち止まって話をしている通行の邪魔になっている。	2.357	8
a05	駅で後ろに人が並んでいるのに、券売機の前にいってから運賃表を長々と見る、バッグを置いてからサイフを取り出すなど、なかなか順番を渡さない。	1.958	20
a06	列車やエレベータなどで、降りる人がいるのに先に乗ってくる。	2.219	12
a07	駅などのエスカレータで、右側 (または左側) を先を急ぐ人のために空けない。	1.904	22
a08	列車やバスの出入り口に立って、乗降客の邪魔になっているのに動こうとしない。	2.319	10
a09	列車の長い座席に座っている人が通行の邪魔になるように脚を投げ出している。	2.095	16
a10	列車の長い座席に座っている男性が両脚を思いっきり広げている。	1.928	21
a11	列車やバスが混んできたのに、席を詰めない。	2.321	9
a12	列車やバスが混んできたのに、座席の横に自分の荷物を置いたまま平然としている。	2.365	7
a13	列車内やバス内で、人の身体にぶつかったり足を踏んでおいて、相手が平然としている。(ただし、それによる痛みはほとんどないものとする。)	1.981	19
a14	列車内やバス内で、濡れていて束ねていない他人の傘が自分の服や靴を濡らす。	2.453	5
a15	列車内やバス内で、隣に座っている人の肘が何度も当たる。	1.848	25
a16	列車内やバス内で、隣に座っている人が居眠りをして寄りかかってくる。	1.713	27
a17	列車内やバス内で、他人の荷物が何度も自分の身体に当たる。	1.774	26
a18	リュックやデイパックを背負ったまま混んだ列車に乗り込んできたために、それが自分の身体に当たる。	1.711	28
a19	列車やバスの座席の狭いすき間に無理やり座ってくる。	1.875	23
a20	列車内やバス内で近くにいる人のヘッドホンからシャカシャカ音が聞こえる。	1.679	29
a21	比較的静かな列車内やバス内でグループがかなり大きな声で話をしている。	2.058	18
a22	列車内やバス内で、携帯電話で普通に話をしている。(ただし、仕事上の急用な話のように思われるものとする。)	1.445	31
a23	列車内やバス内で、携帯電話で普通に話をしている。(ただし、どうしてもよいような個人的な話題をだらだらと長くしゃべっているものとする。)	2.196	13
a24	列車内で、小学生たちが鬼ごっこなどをして騒いでいる。	2.194	14
a25	列車内やバス内で、子どもが騒いでいるのに親が注意しない。	2.462	4
a26	列車内やバス内で、鼻や口をハンカチ・手で覆わずに思い切りくしゃみをする。	2.101	15
a27	スーパーのレジなどで並んでいるときに、後ろの人がグイグイ身体を押ししてくる。	2.465	3
a28	映画館や劇場で、上演中に何人かが聞こえる声でおしゃべりしている。	2.487	2
a29	図書館の閲覧室で、声の大きさを気にせずおしゃべりしている。	2.423	6
a30	人混みで、歩きながらタバコを吸う。	2.262	11
a31	レストランなどで、こちらが食事中なのに他の客がタバコを吸う。	1.871	24

注1) 平均評定値は1～3点の間、数値が高いほど「とても腹が立つ」方向になる。

注2) ゴシック体字は平均評定値が2点以上のもの、さらに斜体字は高い方の上位10以内の項目。

6位) の憤慨度の高さが目立つ。これらの項目においても、“音・声が大きくて耳障り”といった側面以上に、ある程度明瞭に意識された「権利」(a28番では「映画に集中して楽しむ権利」とa29番では「集中して勉強や読書を行う権利」) が侵害されたことに対する憤りが作用していると思われる。単純に“音量”で比較するならa21番の項目のほうが“大きい”はずであるが、憤慨度は

2.058と相対的にかなり低くなる。「列車内では他の乗客の迷惑にならないようにしましょう」等のマナーは流布しているが、列車内という状況は、映画館や図書館の閲覧室のようにそれ自体の使用目的が一義的に規定されているわけではないし、邪魔されずに静かであることが「権利」として保障されているわけでもない。こうした緩やかで曖昧な「状況の定義」が音の“耳障りさ”に対

表 2

番	項目 (迷惑行為の具体的様態)	平均評定値	順位
b01	高校生たちが列車の床に所かまわず直に座っている。	2.110	9
b02	列車内で、お弁当を食べるなど本格的な食事をしている。(ただし、キムチや魚、味噌・醤油・カレーなど臭いの強い食品や調味料は入っておらず、食べ物はそれほど臭くないものとする。)	1.468	15
b03	列車内で、マスカラを塗るなど女性が本格的に化粧をしている。(ただし、臭いや粉などの被害はほとんどないものとする。)	1.552	13
b04	列車内で、女子高生が友だちをカーテン代わりにして着替えをしている。	2.278	5
b05	列車内やバス内で、ある人が爪を切っていて、その切りくずが周囲に散乱する。	2.456	3
b06	列車内で、男女を問わず若者たちが聞こえる声でかなり露骨な異性間の話をしている。	1.983	10
b07	列車内やバス内で、男女のカップルが手を握っている。	1.267	17
b08	列車内やバス内で、男女のカップルが膝枕をしている。	2.183	8
b09	列車内やバス内で、男女のカップルが抱き合ったりキスをしている。	2.358	4
b10	夜の公園で、男女のカップルが抱き合ったりキスをしている。	1.527	14
b11	若い女性どうしが手を握って歩いている。	1.319	16
b12	若い男性どうしが手を握って歩いている。	1.983	10
b13	列車内やバス内で、見知らぬ人がこちらをチラチラ見る。	2.231	6
b14	列車内やバス内で、見知らぬ人がこちらをジロジロ見る。	2.680	2
b15	列車の向かいに座っている連れ合いの人たちが突然ヒソヒソ話を始める。	2.208	7
b16	見知らぬ連れ合いの人たちがこちらを盗み見しながらクスクス笑う。	2.695	1
b17	列車内やバス内で、見知らぬ人が用もないのに話しかけてくる。	1.754	12

注1) 平均評定値は1～3点の間、数値が高いほど「とても嫌だ」方向になる。

注2) ゴシック体字は平均評定値が2点以上のもの、さらに斜体字は高い方の上位5以内の項目。

する許容性の“閾値”を上げていると推測される。

さらに、人々に与えられている「通行の権利」を侵害する行為 (a04番とa08番) や「座席の平等な使用权」を侵害する行為 (a11番とa12番) への憤慨度が概して高いのも、「権利侵害」という側面から理解できる。

②迷惑行為の“実害”的側面

a14番の「列車内やバス内で、濡れていて束ねていない他人の傘が自分の服や靴を濡らす」は、いわゆる“実害”²⁾として明瞭に知覚される迷惑行為であるため、憤慨度は2.453 (第5位) とかなり高い。これは「知覚される“実害”が明確・明瞭であるほど“迷惑感”も強くなる」という仮説のもとに設定した質問項目なので、予想通りの結果といえる。この“実害”の観点からみると、同じ「タバコ」関連の迷惑行為であるのに、a30番の「人混みで、歩きながらタバコを吸う」のほうがa31番の「レストランなどで、こちらが食事中なのに他の客がタバコを吸う」より憤慨度が高いことが理解可能になる。どちらもタバコの煙の不快さは同じはずだが、人混みでの歩きタバコに関しては公共マナー広告で「700℃の危険な火が子供の目の高さを移動している」といったメッセージが映像を伴って繰り返し流されていることから、a30番の行為のほうがより大きな“実害”性を連想

しやすくなっていて、それが憤慨度の高さに関与していると考えられる (ただしa31番の憤慨度の相対的な低さには、慣習として許容されている可能性のある「食後の一服」という考え方の影響も排除はできない)。

③行為者の「責任能力」

憤慨度で第4位に位置するa25番の「列車内やバス内で、子どもが騒いでいるのに親が注意しない」だが、ここで注意すべきなのは、これと類似した迷惑行為に関するa24番の項目「列車内で、小学生たちが鬼ごっこなどをして騒いでいる」の憤慨度との違いである。a24番の平均評定値2.194 (内訳:「とても腹が立つ (41.3%)」「少し腹が立つ (36.6%)」「何とも感じない (21.9%)」) も決して低くないが、a25番では2.462 (内訳:「とても腹が立つ (56.7%)」「少し腹が立つ (32.6%)」「何とも感じない (10.5%)」) とかなり高い。その理由は、迷惑行為の「責任」を行為者である子供に帰属するか (a24番)、監督者である親に帰属するか (a25番) の違いにあると思われる。言い換えれば、迷惑行為に関する主体の「責任能力」の有無や度合いの判断が認知される憤慨度に影響すると推測される (ただしこの点については質問項目が不十分であるため、さらに詳しく調査する必要がある)。

④迷惑行為の「意図性／非意図性」

a13、a15～a19番の項目は「接触」関係の迷惑行為に対する反応である。これらの行為に対する憤慨度は相対的に低い、当該行為の「意図性／非意図性」によって憤慨度が変動しているとみられる。「意図的」と理解される行為（a13番とa19番）で憤慨度がやや高くなり、「非意図的」と理解される行動（a15～a18番）で低くなるということである。a16番の「居眠り」に伴う接触が非意図的であるがゆえに“仕方ない”行動として許容されやすいことは間違いないように思われるが、a17番やa18番の行動を非意図的なものと受け止めるかどうかは一様ではないだろう。「当人の荷物も当人の一部で自己管理責任がある」と考える人もいるからである。ただこの平均評定値をみるかぎり、それらの行動は「非意図的」な部類に振り分けられる傾向があることが読み取れる。

これと関連するのが、“音の耳障りさ”に係わる項目のうちa20番の「ヘッドホンからの音漏れ」に対する憤慨度の低さである。この音は確かに“耳につく”騒音であるはずだが、その平均評定値は1.679（第29位）でかなり低い（内訳：「とても腹が立つ（14.1%）」「少し腹が立つ（39.7%）」「何とも感じない（46.1%）」）。このような憤慨度の低さは、音量や音の種類よりも、それが「非意図的」な現象だと知覚者が判断することから生じる許容性という論理を導入しないとうまく理解できない。

⑤迷惑行為の「私的人格／公的人格」

「車内の携帯電話の使用」に対する意識調査は数多くなされてきたが、本調査の設問では単に「携帯電話の使用」とせず「会話内容」として二種類のものを設定した（a22番とa23番）。話し声の大きさに違いはないと思われるが、会話内容を「仕事上」（準公的人格）の、かつ「急用」（緊急性）としたa22番の憤慨度は最下位の1.445（内訳：「とても腹が立つ（6.9%）」「少し腹が立つ（30.6%）」「何とも感じない（62.4%）」）であるのに対し、会話内容を「個人的な話題」（私的人格）の、かつ「全く急を要さない要件」（非緊急性）としたa23番では2.196（内訳：「とても腹が立つ（39.1%）」「少し腹が立つ（41.2%）」「何とも感じない（19.5%）」）と一挙に数値が上がる。「緊急性」という要因も加えてしまっているために活動の「私的人格／公的人格」の要因のみの影響と判断しきれない部分が残るが、「公的」空間で公然と「私的」活動を行い、周囲を「私的」空間のように扱うことが知覚者の憤りを強めることは十分考えられる。

2) 迷惑行為に対する不快感・嫌悪度とその変動要因

①迷惑行為の「体面侵害」的側面

迷惑行為に対する「不快感・嫌悪度」を表す平均評定

値およびその順位は、前頁の表2に掲載してある。これら17項目のうち不快感・嫌悪度が最も高かったのはb16番の項目「見知らぬ連れ合いの人たちがこちらを盗み見しながらクスクス笑う」（内訳：「とても嫌だ（74.4%）」「少し嫌だ（20.6%）」「何とも感じない（4.9%）」）と、次いで僅差のb14番の項目「列車内やバス内で、見知らぬ人がこちらをジロジロ見る」（内訳：「とても嫌だ（72.4%）」「少し嫌だ（23.1%）」「何とも感じない（4.4%）」）であった。両者とも、「とても嫌だ」が70%を超え、「何とも感じない」が5%未満という非常に高い不快感・嫌悪度を示している。この二つの逸脱行為は公共の場における「知り合いでない」人どうしに消極的な相互行為儀礼として課される「儀礼的無関心（civil inattention）」の不履行に分類できるが、さらに詳しく分類すると前者（b16番）の行為は個人の「情報の不可侵領域（informational preserve）」（Goffman 1971：38-39）を公共の場で露呈させる意味作用をもつ振る舞い・言動であり、後者（b14番）の行為は「目による侵入」（Goffman 1971：45）に該当する振る舞いである。

b16番の項目（平均評定値2.695）およびb14番の項目（平均評定値2.680）の侵害の程度を少し弱めたのがそれぞれb15番の項目（平均評定値2.208）とb13番の項目（平均評定値2.231）である。それらの平均評定値は、予想通り、対応する各項目より低くなっている。しかしこれら二項目の不快感・嫌悪度も17項目中では高いほうに位置しており、これら四項目に共通する儀礼的無関心の不履行には相当の侵害度があるといえる。この種の振る舞いは「知り合いでない」人どうしが儀礼的無関心によって維持し合っている“他人”としての「体面・面子（face）」をつぶす行為であり、そのとき生起する感情は「恥をかかされた」「辱めを受けた」「居場所がない」などといったものと考えられる。

②「身体からの排出物」による“汚染”

第3位に位置しているのはb05番の「車内での爪切り」行為で、この不快感・嫌悪度は2.456と相当に高い（内訳：「とても嫌だ（58.4%）」「少し嫌だ（28.6%）」「何とも感じない（12.8%）」）。この逸脱行為は、「自己のテリトリー」を侵犯する様々な様態の一つとしてゴフマンが挙げた「身体からの排出物（body excreta）」（Goffman 1971：46-49）による“汚染”に該当する。文化人類学の「穢れ（pollution）」に該当する現象で、これに対してはかなり強い不快感・嫌悪感を示す人が多いのではないかと予想して質問を設定したが、ほぼ予想通りの結果であった（ただしこの行為は、公共空間の私的空間化するわち私物化という側面もあり、それに対する憤慨が加わってこれほどの不快感・嫌悪度を示している可能性も

否定できない。したがって、例えば「消しゴムのかすを捨てる」行為に対する不快感情を測定し、それと比較する必要がある)。

③迷惑行為の「私秘的性格」

第4位のb09番の項目と第5位のb04番の項目は、ともに通常は「私秘的」空間でなされる行為が公共の場で行われているものである。その不快度・嫌悪度は、「公共」空間で公然と「私的」活動を行うという点ではやや似た構図で展開され、「話し声」という“実害”を伴う表1のa23番よりも高い。列車内で私的な会話を携帯電話で長々と話す行為(a23番)の平均評定値2.196に対し、列車内でカップルが過剰にいちやつく行為(b09番)のそれは2.358、列車内で女子高生が友だちをついたてにして着替えをする行為(b04番)のそれは2.278である。五感で知覚される“実害”でいえば「耳障りな音声」「鼻につく臭い」「ぶつかられた痛み」「触れられる皮膚の不快感」「濡らされた皮膚の不快感」のどれも存在しないにもかかわらず、「とても嫌だ」と回答した割合はともに50%を超えている。設問の感情がa23番で「腹が立つ」、b09番とb04番では「嫌だ」と異なるため単純に比較はできないが、回答者に実際に生起する不快感情は両感情その他が混濁したものであると考えれば、その総量で後者の二項目のほうが高いことはいえる。その理由として、先の「私的」活動以上に人目を気にして秘匿して行われるはずの「私秘的」活動が「公共」空間で公然と行われることによる困惑に加えて、行為者たちが「恥じ入らない」ことによる周囲の知覚者に対する“侮辱”的な意味作用(なぜならそれは周囲の他者は「恥じ入る」に値しない存在であると述べているに等しいから)が働いているのではないかと推測される。

ちなみに、同じ異性間行動でもb07番の「列車内やバス内で、男女のカップルが手を握っている」は、調査対象である現代の大学生の世代では公共の場の行為としてほぼ許容されている。この項目は、17個ある設問中最下位であった(内訳:「とても嫌だ(4.9%)」「少し嫌だ(16.9%)」「何とも感じない(78.2%)」)。これがb08番の「膝枕」になると嫌悪度・不快度は上がり(内訳:「とても嫌だ(41.0%)」「少し嫌だ(36.3%)」「何とも感じない(22.7%)」)、公共の場の行為として許容されない部類に入る。この側面からいうと、現代日本の20歳前後の世代における「私秘的」行為とそうでない行為との境界線は、直接的な異性間行動ではb07番の行為とb08番の行為の間のどこかに引かれているようである。

また異性間行動に対する許容性に関していえば、その許容度は場面設定や直接性-間接性によって変わると考えられる。場面設定の影響を考えた設問が、b09番と同

じ行為を別の場面設定に変換したb10番の項目である。「列車内やバス内」では許容されない私秘的な行為が「夜の公園」では不快度・嫌悪度は1.527と一挙に下がる(すなわち許容度が上がる)。これは当たり前と思われるかもしれないが、行為それ自体で「私秘的」云々が決まるのではなく、行為が行われる場面の「状況の定義」によって許容度は変動するという「行為-場面」の相関性を改めて気づかせてくれる。したがって、同じ「列車内」であっても時間帯および客層によって「状況の定義」が変化し、憤慨度・不快度・嫌悪度の“閾値”も変動することが十分想定される。

一方、b06番「露骨な異性間の話」の平均評定値1.983は決して低くはないが、筆者が予想したほど高くないという印象がある。これは、同じ異性間行動に関することでも「話」という間接的な形態をとることによって許容性がやや上昇した結果ではないかと思われる。

④迷惑行為の“実害”的側面

一般に「公共交通機関におけるマナー違反」として槍玉に挙げられるb02番の「車内での食事」やb03番の「車内での化粧」に関しては、それらの“実害”⁽²⁾とされる「臭い」や「粉」、「汁の飛び散り」がないとした状況設定の影響もあつてか、17項目中それぞれ第15位と第13位と相対的に低い位置にあり、不快度・嫌悪度もかなり低い数値が示されている。すなわち、b02番の項目「車内での本格的な食事」(内訳:「とても嫌だ(6.6%)」「少し嫌だ(33.5%)」「何とも感じない(59.8%)」)、b03番の項目「車内での本格的な化粧」(内訳:「とても嫌だ(12.5%)」「少し嫌だ(30.3%)」「何とも感じない(57.3%)」)と、「何とも感じない」とする若者が約60%とほぼ多数派となっている。この平均評定値の低さが“実害”がないとした条件によるものか、それとも若者の間でこれら二項目が列車内で「許容される」振る舞いになりつつあるのかはこの設問では判断できないが、一般に「車内での化粧」がもたらす“実害”が感覚的にイメージしにくいことから不快度・嫌悪度を下げている可能性は十分にある。

これらの迷惑行為に関しては、もう一面がある。すなわち“実害”がないにもかかわらず「少し嫌だ」と回答した若者がともに3割を占め、車内での化粧では「とても嫌だ」の12%を加えると「嫌だ」が40%を超えているという点である。“実害”を排除しているから、この不快感・嫌悪感の原因は“実害”以外のものに求めなければならない。とすれば、それは先のb09番およびb04番の項目と共通した逸脱行為の「私秘的性格」ではないかと考えられる。すなわち「人前では憚られる」「公衆の面前では恥ずかしい」という抵抗感から公共の場では差し控え

られることの多い行為である。b09番やb04番の反応から、異性間行動の側面での「羞恥心」は現代の若者においても比較的強く残っていることがわかる。これに対し車内での化粧や食事などに関しては羞恥心が作動しない若者がマジョリティを占めつつある一方で、それに一定の抵抗感をもっている若者も残っているということである。山内他（2004）は、車内での化粧や食事を「車内の混雑状況や行為を目にする側の価値観や年齢によって不快の程度が異なることが予想されることから『車内の緩やかな規範からの逸脱行動』と規定しているが、この「行為を目にする側の価値観」とはどの行為を「私密的」行為と見なすかという羞恥心の線引きを指していると考えられる。車内での化粧に関しては世代によって抵抗感が異なることが予想できるが、重要なのは「年齢」による違いではなく、どこまでを「私密的」行為と見なすかという社会的感性の線引きにあることを、b09番に対する若者の反応は示している。

IV 結

以上、仮説の水準を超えないが、公共の場における迷惑行為が引き起こす不快感情の性質と感情の強度を変動させる要因について考察してきた。十分ではないが、社会心理学で「迷惑」という用語で平板化されてきた、エチケット・マナー違反行為に対する人々の不快感情を構成するいくつかの感情を析出し、それらの強度に関与する諸要因をある程度絞り込めたのではないかと思う。

しかし筆者の意識調査が諸変数間の相関関係を検証するようにデザインされていないため、上記の諸要因がどの程度関与しているかについては修正した内容での再調査が必要である。また不快感情の性質やその発生原因について正確な情報を収集するには、記入式の質問票だけでなく、人数を限定しても対面的調査が必要となるだろう。さらに、今回の調査対象が大学生に限定されている点に関しても、今後他の年齢階層を調査対象に組み入れた調査に備えた総括が要求される。

[註]

- (1) ゴフマンの名誉のためにいえば、彼があえて「社会調査」的手法を採らなかったのは、当時すでに社会学において支配的だった量的調査法偏重の風潮に異議を唱える意味合いがあったからである。島民のコミュニケーション行動や精神病院の収容患者と管理者の行動の参与観察をはじめ、ゴフマンは文化人類学の調査法をベースにしており、数量的な調査という意味で「実証的」ではないが、

経験的な調査に基づいて理論を展開している。

- (2) ここで“実害”というように特殊な括弧を付しているのは、一般に“実害”と認知されているものが、当の迷惑行為が引き起こしている対人関係上の損傷的な意味作用と乖離していると考えからである。例えば「他人が理由もなく自分ぶつかっておいて謝りもしない」行為では、「ぶつかって痛い」という感覚的な“実害”を「憤り」の根拠にしやすいが、その「憤り」の発生原因が「痛み」にあるわけではない。ほとんど「痛み」がなくても「憤り」が生じる場合が少なくないだろう。「憤り」を引き起こしている「何か」が認識しにくいために、認識しやすい“実害”をその「憤り」の根拠としてしまう傾向があるのである。例えば「車内での携帯電話の使用」に関しては、携帯電話が一般に普及した1990年代半ばから「迷惑」との声が上がっていたが、いつ頃からか「電磁波がペースメーカーに誤作動を起こす」という“実害”論が登場すると、この“実害”が車内の携帯電話の「迷惑さ」の“納得できる”根拠となっていった。だが、かりにペースメーカーに誤作動を引き起こさない携帯電話が将来開発された場合、車内での携帯電話使用が「迷惑」と感じられなくなるのかということ、それは疑問であろう。

[文 献]

- 大坊郁夫（1994）. 公共場面における非社会的行動の研究：女子学生の認知傾向.『日本社会心理学会第38回大会発表論文集』.
- Goffman, E. (1971). *Relations in Public*. Harper and Row.
- 牧野カツコ他（1998）.『地域社会におけるマナー意識とマナー行動の研究』. 財団法人・地域社会研究所.
- 戸田まり・小林亜希子（2007）. 大学生の社会的迷惑に関する検討.『北海道教育大学紀要（教育科学編）』第57巻第2号.
- 三上俊治他（1999）.『電子ネットワーク時代における情報通信マナーに関する調査研究』. マルチメディア振興センター
- 薄井 明（1991）.<市民的自己>をめぐる攻防—ゴフマンの無礼・不作法論の展開—.『ゴフマン世界の再構成』. 世界思想社.
- 山内香奈他（2004）. 鉄道における迷惑行為に対する利用者の認知および行動の分析.『鉄道総研報告』第18巻第2号.
- 吉田俊和他（1999）. 社会的迷惑に関する研究（1）.『名古屋大学教育学部紀要』Vol.46.

Toward a Structural Understanding of Opinions of People on Social Annoyances in Public

Akira USUI*

Abstract : This survey report is a preliminary study to synthesize Goffman's heuristic but not research-based assumptions of interaction ritual and social psychologists' research-based studies on social annoyance which have not been always successful in understanding the nature of ill-mannered behaviors in public places. As a first step, I conducted a survey of the opinions of university students on social annoyances in public in April and September in 2008. In this report, I examine some factors which might change the strength of indignation against social annoyances or unpleasantness of them.

Key Words : social annoyance, interaction ritual